

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）の申請を受付けます

「一億総活躍社会」の実現に向けて、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の低い高齢者の支援と平成28年度前半の個人消費の下支えのため、「年金生活者等臨時福祉給付金」を支給します。

● 給付金の対象となる人

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する人のうち、
平成28年度中に65歳以上になる人

※平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、平成27年1月1日において和水町に住民登録があり、平成27年度分の住民税が課税されていない人です。ただし、住民税が課税されている人の扶養親族になっている人や生活保護受給者などを除きます。

● 支給額 支給対象者1人につき 3万円

受付期間 5月9日（月）～8月10日（水）
（土・日・祝日を除く。）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 本庁 健康福祉課・支所 住民課

持ってくる物 申請書・通帳・印鑑・
対象者全員分の身分証明書（免許証・保険証）など



● 特別窓口を開設します。

地区の公民館などで申請を受け付けます。

月 日	場 所	時 間
5月16日（月）	竈門公民館（西校区）	午前9時～正午
5月17日（火）	用木公民館（南校区）	
5月18日（水）	本村公民館（東校区）	
5月19日（木）	旧神尾小学校体育館（神尾校区）	
5月20日（金）	春富集会センター（春富校区）	
5月23日（月）	下津原西公民館（東校区）	
5月24日（火）	長小田公民館（西校区）	
5月25日（水）	陣内公民館（春富校区）	
5月26日（木）	中十町公民館（緑校区）	

※お住まいの校区に関係なく、ご都合のよい場所にお越しください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

5月の「ここ3の相談」

と き 5月25日（水）午後1時～5時

と ころ 和水町保健センター

費 用 無料

ちょっとしたもやもやや、不安なども話してみると、すっきりとすることがあります。
臨床心理士が対応します。お気軽にご相談ください。

（相談は、予約制です。ご利用の際は、匿名で結構ですのでご連絡ください。）

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724

竹林整備に係る費用の一部を補助します

○事業名

たけのこ・竹材生産支援事業

○事業内容

放置された竹林の間伐を行うことで、竹林の整備、園地化をし、たけのこや竹材の安定した生産を図るための事業です。

○補助対象経費

竹林整備に関する補助対象経費は、立竹の伐採、整理（片付け）、施肥及び簡易作業道の開設などの取り組みに必要な経費です。

○申請するための条件

- ・3年以上継続してたけのこ、または竹材の生産を行うことが確実であること
- ・受益戸数3戸以上であること
- ・0.1ha以上の竹林であること
- ・既に園地化され、通常の親竹管理としての伐竹ではないこと

○事業費の算出や補助率

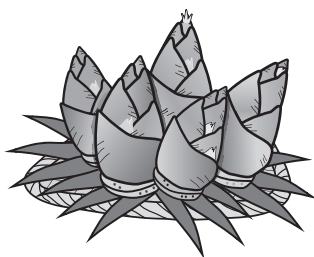
現地調査を行い、事業費算出表により、事業費を算出します。

補助率は、その算出した事業費の50%です。

また、簡易作業道の開設については、定額400円/mです。ただし、ha当たり200mを上限とします。

○要望受付

当事業を活用し、竹林整備をお考えの人は、5月13日（金）までにお問い合わせください。



問い合わせ先

総合支所 農林振興課 林務係

☎0968・34・3111

「繁殖期の野鳥保護および指導取締強化月間について」

春は、野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちているのを見かけた場合は、近くに姿が見えなくても親鳥が世話をしていますので拾わないようにしましょう。

熊本県では、5月10日からの1カ月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲等の防止に取り組んでいます。野生鳥獣または鳥類の卵は、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法律により、狩猟による捕獲、許可受けたものの以外は、原則として、その捕獲、殺傷または採取が禁止されています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、野生鳥獣（メジロ、ホオジロなど）の愛がん飼養目的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長する恐れがあることから許可していません。

詳しくは、お問い合わせください。



問い合わせ先

総合支所 農林振興課 林務係

☎0968・34・3111

熊本県自然保護課 野生鳥獣班

☎096・333・2275

（直通）